

第 82 回

定時株主総会招集ご通知

日 時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場 所

大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式会社
本社5階ホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

書面により議決権行使いただく場合は、
2021年6月22日（火曜日）24時までに
ご返送お願い申し上げます。

目 次

第82回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	20
計算書類	23
監査報告書	26
株主総会参考書類	31

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、
可能な限り書面（郵送）による事前の議決権行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。感染拡大防止に向けた対応につきましては、P.2をご参照ください。

また、昨年よりご出席される株主様へのお土産は廃止させていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

CENTRAL 中央自動車工業株式會社

（証券コード 8117）

企業理念

世界のネットワークを通じて環境にやさしく、
安全と豊かなカーライフを創造して、社会に貢献する。

基本方針

- (1) お客様の潜在ニーズを読み、期待を上回る新しい商品・サービスの開発を通じて需要を創造します。
- (2) 全てのお客様・お取引先様への感謝の念を忘れず、徹底したサービス体制を通じて、信頼とお役に立つ中央を目指します。
- (3) 役員・社員の能力と生活向上を通じて、社会的責任を果たす開発型企業を目指します。

基本戦略

- (1) 常に技術革新を追究し、お客様に感動頂けるオンリーワンの「開発型企業」を目指します。
- (2) 経営資源を当社の強みの部門と新しい事業開発に投下し、将来の礎を築くと共に、開発型企業の基盤を強化します。
- (3) 徹底した現場訪問と情報収集の強化をはかり潜在ニーズの先取りをします。
- (4) 教育体制の充実と共に役員・社員は自己成長に努めます。

株 主 各 位

大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式會社
代表取締役社長 坂 田 信一郎

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、事情をご推察のうえ、できるだけ書面によって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、2021年6月22日（火）24時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式会社 本社5階ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 招集通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合ならびに新型コロナウイルス等の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 上記インターネット上の当社ウェブサイトは、<https://www.central-auto.co.jp/outline/kabu.html>です。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

第82回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止にむけた対応について

2021年6月24日（木）に当社第82回定時株主総会を開催いたしますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による感染拡大防止に向けた当社の対応につきまして、下記の通りご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、事情をご推察のうえ、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願いとご案内

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、[可能な限り書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。](#)なお、議決権行使期限は、2021年6月22日（火）24時までとなっております。
- ご出席を希望される株主様におかれましても、株主総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめのうえ、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。特にご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている株主様におかれましては、ご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。

2. ご来場される株主様へのお願いとご案内

- 当日は、会場の入口で検温をさせていただくことがあります。また、発熱などの症状があると認められる方には入場をお断りする場合があります。
- 会場内では、マスクの常時着用や、アルコール消毒液のご使用等をご協力お願い申し上げます。
- 感染予防策の一環として、[間隔をあけた座席配置などを検討しており、充分なお席が確保できない場合がございます。なお、満席となった場合には、入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。](#)
- 昨年よりご来場の株主様へのお土産は廃止とさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 当社の対応について

- 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- 当日は、当社出席者及び運営スタッフは、当日の朝、体温と体調確認を行ったうえで、マスク着用で対応させていただきます。
- ご来場の株主様で、体調不良と見受けられる方には、お声がけをさせていただき、感染予防へのご協力をお願いすることがございます。

今後の状況により株主総会の開催や運営予定に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

以上

第8 2期事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、国内外の経済活動や社会生活全般が大きく制限され、厳しい情勢で推移しました。感染拡大の防止策の徹底や国内外で始まったワクチン接種の進展とともに、社会経済活動の正常化が期待されるものの、景気の不確実性は依然として拭えない状況となっております。

国内の新車総販売台数（軽を含む）は、前年比7.6%減の約465万台で、下半期の販売状況の好転があったものの、2年連続の前年割れとなりました。内訳は、登録車が同8.9%減の約289万台で、軽自動車においても同5.3%減の約175万台となりました。

このような景況下、当社では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を最小限にすべく、リモート会議等の営業手法を積極的に推進し、各地域の感染状況に合わせた地域密着型営業を行い、付加価値の高いオリジナル商材の拡販に努めました。また、中之島R&Dセンターを活用した衛生管理商品等の新たな商品の開発や改良に注力し、ラインナップ拡充とサービス体制強化に努めました。

これにより、当社グループの売上高は275億71百万円（前年比106%）、営業利益は54億8百万円（同108%）、経常利益は60億4百万円（同112%）、親会社株主に帰属する当期純利益は38億64百万円（同99.7%）となりました。

当期末の配当金につきましては、1株当たり32円とさせていただきます。存じます。

すでに中間配当金として1株当たり28円をお支払いいたしておりますので、通期の1株当たりの配当金は普通配当で前期比4円増配の60円となります。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

（自動車部品・用品等販売事業）

当セグメントにおきましては、国内部門では、上半期は新型コロナウイルスの感染拡大による需要低迷や営業活動制限等の影響を受けましたが、10月以降は新車販売の急回復を追い風に、感染防止対策徹底のもと、地域密着型営業を一層推進するとともに、新商品を含む高付加価値商品の拡販に注力し、新規得意先の開拓とシェア拡大に努めました。

海外部門では、上半期は米国や欧州を中心にロックダウン等の強力な行動制限措置により世界中の経済活動が制限された影響を受けましたが、10月以降は徐々に回復に転じ、需要の増加によるコンテナ船不足等の物流体制に問題が発生したものの、オンラインの活用や現地拠点と連携した営業活動を推進し、市場の需要への対応と新規提案に努めました。

連結子会社のセントラル自動車工業株式会社は、生産設備の増設を行い、主力商品であるCPCブランド商材の生産に加え、新商品・新規ブランド商材の量産化を開始して迅速に対応いたしました。

これにより、売上高は225億37百万円（前年比94%）、セグメント利益につきましては55億84百万円（同111%）となりました。

（自動車処分事業）

当セグメントは、2019年12月31日をみなし取得日として子会社化した株式会社A B Tの事業によって構成されており、前連結会計年度につきましては、3カ月間の業績となっております。そのため、当連結会計年度との比較対象期間が異なっております。

当セグメントにおきましては、連結子会社の株式会社A B Tは、新型コロナウイルスの影響による交通量の減少等を反映し取扱台数は落込みましたが、市場動向や社内データの分析から売上高の拡大を図るなど、安定した業務遂行に努めました。

これにより、売上高は50億33百万円、セグメント損失につきましては1億76百万円となりました。

なお、前連結会計年度における株式会社A B Tの子会社化に伴い、無形固定資産の減価償却費として4億25百万円を計上し、のれんの償却費として減価償却費3億81百万円を計上しております。当該無形固定資産の償却につきましては、2020年11月をもって終了いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、各国のワクチン接種の拡大と継続的な財政・金融政策の支援を背景に、経済活動の早期正常化が期待されるものの、未だ新型コロナウイルス感染症収束の目処が見えず、世界経済においても米中間の対立や欧州経済の落ち込み等の不安要素から、景気の先行きは一層不透明となっております。今後の感染状況や事業環境を慎重に見極め、適時適切な対応が必要となっております。

こうした状況下、当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大等による大きな環境の変化を捉え、新たに発生する潜在ニーズに対応した新商品の開発と国内外の組織改革や営業拠点および人員体制を拡充し、更なる地域密着型営業を推進してまいります。また、新設した「経営企画室」を中心に、連結子会社を含めたグループ企業の持続的発展と企業価値向上を目的としたM&Aや新たなビジネスモデル等の新規事業への投資を積極的に行うとともに、社会と共存する企業活動としてSDGsやESGへの取り組みを推進してまいります。

そして、それらを担う人材の中長期的な育成のため、教育体制の更なる強化や働き方改革への対応による業務効率化を実現した労働環境の整備を推進し、新たな需要を創造しながら社会に貢献できる開発型企业として株主の皆様のご期待にお応えする所存でございます。

何卒一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

① 連結決算の状況

区 分	第 79 期 (2018年3月期)	第 80 期 (2019年3月期)	第 81 期 (2020年3月期)	第 82 期(当期) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	20,154	21,770	25,943	27,571
経常利益 (百万円)	3,847	4,758	5,358	6,004
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,727	3,392	3,875	3,864
1株当たり当期純利益 (円)	151.42	188.09	213.81	211.01
総資産 (百万円)	27,606	30,050	34,505	39,386
純資産 (百万円)	22,714	24,888	28,120	33,536
1株当たり純資産 (円)	1,260.51	1,379.39	1,535.15	1,828.71

- (注) 1. 第79期には特別損失として減損損失36百万円が含まれております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第80期の期首から適用しており、第79期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
 3. 第81期には特別利益として投資有価証券売却益1,064百万円が含まれております。特別損失として投資有価証券評価損749百万円、減損損失36百万円が含まれております。
 4. 第82期については、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
 5. 第82期には特別損失として貸倒損失116百万円、投資有価証券評価損5百万円が含まれております。

② 個別決算の状況

区 分	第 79 期 (2018年3月期)	第 80 期 (2019年3月期)	第 81 期 (2020年3月期)	第 82 期(当期) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	18,678	19,779	22,083	21,729
経常利益 (百万円)	3,543	4,400	5,428	5,767
当期純利益 (百万円)	2,435	3,043	3,892	3,705
1株当たり当期純利益 (円)	134.49	167.88	213.62	201.29
総資産 (百万円)	24,383	26,209	29,897	33,042
純資産 (百万円)	20,010	21,916	25,113	28,368
1株当たり純資産 (円)	1,104.60	1,208.30	1,365.24	1,540.23

- (注) 1. 第79期には特別損失として減損損失36百万円が含まれております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第80期の期首から適用しており、第79期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
 3. 第81期には特別利益として投資有価証券売却益947百万円が含まれております。特別損失として投資有価証券評価損677百万円、関係会社株式評価損49百万円、減損損失36百万円が含まれております。
 4. 第82期には特別損失として貸倒損失116百万円、投資有価証券評価損5百万円が含まれております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
セントラル自動車工業株式会社	50 ^{百万円}	78.96 %	自動車用品製造販売
CAPCO PTE LTD	S \$ 500,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
CAPCO USA, INC.	US \$ 803,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
株式会社A B T	10 ^{百万円}	100.00 %	自動車処分事業

(5) 主要な事業内容

自動車部品・用品等 当社 自動車部品、用品および新商品ならびに関連サービスの
販売事業 連結子会社 の開発・販売、輸出入
自動車処分事業 連結子会社 自動車用品製造および自動車部品、用品販売ならびに
損害保険会社の全損認定車両処分に関わる業務

(6) 主要な営業所および工場

- ① 当社
(a) 本社：大阪市北区中之島4丁目2番30号
(b) 国内事業所
支社：札幌、仙台、北関東（栃木県）、東京、名古屋、大阪、福岡
営業所：仙台支社盛岡営業部（岩手県）、北関東支社高崎営業部（群馬県）、
静岡、金沢、広島、高松、福岡支社南九州営業部（鹿児島県）
研究開発施設：中之島R&Dセンター（大阪府）
物流センター：東日本物流センター（埼玉県）、西日本物流センター（兵庫県）
(c) 海外事業所 デトロイト（米国）、シンガポール、ドバイ（UAE）、
ジャカルタ（インドネシア）、マニラ（フィリピン）、広州（中国）、
ヤンゴン（ミャンマー）、台北（台湾）
クアラルンプール（マレーシア）、ホーチミン（ベトナム）
- ② 連結子会社（国内）
セントラル自動車工業株式会社 本社工場（大阪府）
株式会社A B T（東京都）
- ③ 連結子会社（海外）
CAPCO PTE LTD（シンガポール）、CAPCO USA, INC.（米国）

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
292名(7名)	6名増(3名増)

(注) 従業員数は就業人員数であります。また、従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
252名	8名増	42.0歳	16.7年

2. 株式に関する事項

- | | | |
|----------------|------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 20,020,000株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | | 2,665名 |
| (4) 大株主 | | |

株主名	持株数	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,475 ^{千株}	8.01 [%]
日産東京販売ホールディングス株式会社	1,060	5.76
株式会社三菱UFJ銀行	888	4.82
東京海上日動火災保険株式会社	755	4.10
上野万里子	685	3.72
TPR株式会社	663	3.60
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	630	3.42
光通信株式会社	598	3.25
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	589	3.20
株式会社みずほ銀行	531	2.88

(注) 持株比率は自己株式(1,601,348株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	23,900株	8名

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

(2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	坂田 信一郎	(株)石川トヨペットカローラ 社外取締役
専務取締役	鳥野 善文	国内営業本部長
常務取締役	近藤 雅之	東京支社長
取締役	柿野 雅文	海外営業本部長 CAPCO PTE LTD 取締役会長 CAPCO USA, INC. 取締役社長
取締役	廣内 学	大阪支社長
取締役	久保井 聡明	久保井総合法律事務所 代表パートナー (株)但馬銀行 社外監査役
取締役	住吉 哲也	田村駒(株) 社外監査役 総務本部長 兼 総務部長 (株)A B T 取締役
取締役	増田 文弘	福岡支社長
取締役	酒井 規光	商品開発統括部長 兼 営業開発統括部長
取締役	AHMED SAJJAD	山梨学院大学 准教授
常勤監査役	具足 彰治	
監査役	中山 正隆	エル・アンド・ジェイ法律事務所 所長
監査役	堀内 武文	エムエスティ保険サービス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役具足彰治、中山正隆および堀内武文の3氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、久保井聡明、AHMED SAJJAD、具足彰治の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 取締役久保井聡明氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
5. 取締役AHMED SAJJAD氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
6. 監査役中山正隆氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
7. 監査役堀内武文氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
8. 2020年6月24日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって、具足彰治および堀内武文の両氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月27日開催の第67回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

なお、当社と社外取締役および社外監査役においては、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に定める損害賠償額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の第728回取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する指針（以下、「決定方針」といいます）を決議しております。

決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

a. 報酬決定における基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成される固定報酬となっております。基本報酬は、2008年6月13日開催の第507回取締役会により決議された「役員報酬規程」に基づいて決定しております。また、譲渡制限付株式報酬については、社外取締役を除く取締役にのみ支給されるものであり、2017年5月15日開催の第662回取締役会により決議された内容に基づき決定されております。報酬決定の基本方針は、各取締役の業績、貢献度、職位に応じて決定することとし、株主総会が決議した報酬額の限度内で支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、年俸制であり、年俸額の12分の1を毎月支給される月例の固定報酬としております。個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、業績、貢献度、職位に応じて決定することとしております。

譲渡制限付株式報酬は、社外取締役を除く取締役に支給されるものであり、基本報酬とは別枠で、中長期的な企業価値及び株式価値の持続的な向上を図る事を目的とし、導入しており、毎年株主総会後に締結される譲渡制限付株式割当契約に基づき支給されます。個人別の株式数、報酬額については、本制度の目的、業績、各対象取締役の職責の範囲、取締役の平均在任年数等および諸般の事情を総合的に勘案し決定することとしております。

b. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額2億80百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議されており、別枠で、2017年6月27日開催の第78回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給

する金銭報酬債権として、年額60百万円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。なお、第71回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であり、第78回定時株主総会終結時の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）であります。

c. 取締役の報酬等の種類別の割合決定に関する事項

当社の役員報酬は業績連動報酬等を支給せず、社外取締役を除く取締役は固定報酬のうち20%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限株式と引換えにする払込みに充てるための金銭として支給するものとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の基本報酬について、2020年6月24日開催の第717回取締役会において代表取締役社長坂田信一郎に個人別の報酬額等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況について最も熟知し、各取締役個々の担当職務や業務遂行状況等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。また、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定しなければならないものとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬			
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	260,009 (13,050)	213,510 (13,050)	46,499 (—)	— (—)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28,230 (22,380)	28,230 (22,380)	— (—)	— (—)	5 (4)
合計 (社外役員)	288,239 (35,430)	241,740 (35,430)	46,499 (—)	— (—)	15 (6)

- (注) 1. 上記には、2020年6月24日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記支給額のほか、2008年6月26日開催の第69回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した監査役2名(うち社外監査役1名)に対し17,564千円(うち社外監査役4,964千円)の退職慰労金を支給しております。なお、当該支給額は、未払役員退職金としてすでに計上済となっております。

(4) 社外役員の主な活動状況と役割

取締役 久保井聡明氏

当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、当社の論理に捉われず、弁護士として企業法務を踏まえた客観的視点で、議案審議に必要な発言を行っております。独立性をもって経営の監視を遂行することにより、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。

取締役 AHMED SAJJAD氏

当期開催の取締役会17回の全てに出席し、大学教員としての高い見識と幅広い経験に基づき、議案審議に必要な発言を適宜適切に行っております。当社の風土・文化にとらわれないグローバルかつ客観的視点で、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。

監査役 具足彰治氏

就任後開催の取締役会13回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験と財務に関する高い見識から、議論の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、就任後開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席や主要な業務遂行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めるなど、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

監査役 中山正隆氏

当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、弁護士としての専門的見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ取締役の職務執行に助言、提言を行っております。また、当期開催の監査役会16回のうち15回に出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

監査役 堀内武文氏

就任後開催の取締役会13回の全てに出席し、他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、疑問点を明らかにするため適宜質問するとともに、経営的視点から取締役会の意思決定の監視と有効な助言、提言を行っております。また、就任後開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容、監査時間、配置人員、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等について、その相当性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の基本方針および体制

<取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況>

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年4月30日開催の取締役会において、内容の一部改定を決議しており、その内容は下記のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況の概要については、基本方針に基づいて実施した問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会や経営会議（四半期毎に経営推進委員会、半期毎に予算説明会、総合幹部会）へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、労働安全衛生委員会および品質マネジメント委員会も毎月定期的に開催しております。コンプライアンス体制については、定期的な社内研修や新卒・中途社員採用時に実施し、コンプライアンス意識の全社的浸透を図っております。

<内部統制システムの基本方針>

(1) コンプライアンスを基本とする企業風土の確立

取締役および従業員が、当社の企業理念・基本方針・基本戦略・行動指針を共有し、コンプライアンスに基づき、円滑なコミュニケーションを通じて、問題の早期発見・早期解決を指向する。

(2) 内部統制システムの体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会規則に基づいた取締役会の運営状況および取締役の職務執行状況の確認を実施しております。
 - ・当社の「行動規範」を「コンプライアンスマニュアル」に定めて、定期的な研修の実施を行い、その遵守体制の確立を図っております。
 - ・コンプライアンスに関する社員の苦情相談・通報窓口の設置ならびに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する等、遵守体制の整備に努めております。
 - ・法改正、業務変革等に対応した就業規則、業務マニュアルの改訂・整備を実行しております。
 - ・社長の直轄である法務監査部を設置し、内部監査とコンプライアンス遵守を主眼とし

た内部監査を行っております。

- ・監査結果については取締役会、および監査役会への適切な報告と連携強化を進めております。

② 業務の適正を確保するための体制

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、経営推進委員会の議事録の作成と管理保存する体制を構築しております。
- ・稟議書・報告書等の権限規程に基づく決裁状況の確認と管理保存する体制を構築しております。
- ・権限規程、文書管理規程等各種規程は適宜見直しを進めております。
- ・業務上取扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム利用規程」、「個人情報保護管理規程」、「内部通報規程」、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運用を行っております。

b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- ・リスクマネジメント委員会を設置し、早期発見・早期対策の方針の下、当社グループのリスクに関する事象への全社的対応を行っております。
- ・業務の環境変化に応じた各種規程・マニュアルを整備するとともに、リスク発生を未然に防止するための管理体制の構築を図っております。
- ・災害・事故等の発生時に、適切かつ迅速に対応する危機管理マニュアルの作成等の体制強化を進めております。
- ・研究開発施設である中之島R&Dセンターにおいて、当社取扱い商品の品質・安全性の検証を行っております。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等の報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。また、全社方針や予算計画を用人人に周知徹底するため、定期的な経営会議を開催しております。
- ・業務分掌規程により、各担当取締役の職務の明確化を実施しております。

d. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会に定期的な報告を求め、共通の経営理念の下で事業目的を遂行しうよう指導・助言し、法令や企業倫理を守るコンプライアンス体制の共有を確立しております。

- ・当社は、グループにおける業務の適正な運営に努めるため、①関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③職務の執行が効率的に行われることおよび法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなどを目的に、「関係会社管理規程」を定めます。
- ③ 監査役の職務の執行に関する体制
 - ・監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補佐すべき、内部監査その他の使用人を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、配置します。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役が指示できる体制をとるものとします。
- ④ 当社グループの取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - ・監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、予算会議、経営会議等重要な経営会議に出席するとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて、当社グループの役員または使用人に説明を求めることとし、役員、使用人は遅滞なく監査役会に報告するものとします。
 - ・当社は、グループの役員、使用人が法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役、または監査役会に報告するものとします。
 - ・当社は、監査役へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底するものとします。
- ⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・社長は、監査役会や会計監査人と適時適切に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換するものとします。
 - ・監査役は、法務監査部と緊密な連携を保つとともに、管理部門その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができるものとします。
 - ・当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。

- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・経理部および法務監査部は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。
 - ・法務監査部は内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行っております。
- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で対応します。その体制として、コンプライアンスマニュアルに「反社会的行為への対抗に関する行動指針」を定めるとともに、対応部署を総務部および法務監査部とし、不当要求には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,036,727	流 動 負 債	4,616,606
現金及び預金	11,265,631	支払手形及び買掛金	1,895,277
受取手形及び売掛金	3,335,292	未払法人税等	1,116,875
商品及び製品	1,092,267	賞与引当金	395,602
仕掛品	8,541	その他	1,208,850
原材料及び貯蔵品	13,205	固 定 負 債	1,232,454
前渡金	11,527	繰延税金負債	8,195
その他	314,596	退職給付に係る負債	1,122,914
貸倒引当金	△4,336	長期預り保証金	83,200
固 定 資 産	23,349,330	未払役員退職金	10,171
(有形固定資産)	(3,859,003)	その他	7,972
建物及び構築物	1,020,792	負 債 合 計	5,849,060
機械装置及び運搬具	48,905	純 資 産 の 部	
工具・器具及び備品	129,814	株 主 資 本	32,544,766
土地	2,597,790	資本金	1,001,000
建設仮勘定	51,060	資本剰余金	4,732,153
その他	10,639	利益剰余金	27,423,778
(無形固定資産)	(4,619,389)	自己株式	△612,165
のれん	4,482,747	その他の包括利益累計額	960,597
商標権	62,511	その他有価証券評価差額金	972,488
ソフトウェア	44,007	繰延ヘッジ損益	△1,433
その他	30,123	為替換算調整勘定	15,507
(投資その他の資産)	(14,870,937)	退職給付に係る調整累計額	△25,965
投資有価証券	12,906,043	非支配株主持分	31,633
長期貸付金	659,808	純 資 産 合 計	33,536,997
繰延税金資産	561,566	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,386,058
その他	744,466		
貸倒引当金	△947		
資 産 合 計	39,386,058		

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		27,571,567
売 上 原 価		15,899,603
売 上 総 利 益		11,671,964
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,263,155
営 業 利 益		5,408,808
営 業 外 収 益		645,148
受 取 利 息 及 び 配 当 金	95,165	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	440,900	
そ の 他	109,082	
営 業 外 費 用		49,823
売 上 債 権 売 却 損	14,971	
支 払 手 数 料	7,392	
そ の 他	27,459	
経 常 利 益		6,004,133
特 別 損 失		121,100
貸 倒 損 失	116,000	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,099	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,883,033
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,065,582	
法 人 税 等 調 整 額	△48,400	2,017,182
当 期 純 利 益		3,865,851
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,672
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,864,178

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,001,000	4,689,635	22,672,160	△620,383	27,742,412
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,030,779		△1,030,779
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,864,178		3,864,178
自己株式の取得				△171	△171
自己株式の処分				8,388	8,388
自己株式処分差益		42,518			42,518
持分法適用会社の 組織再編による増減			1,918,218		1,918,218
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	42,518	4,751,617	8,217	4,802,353
当 期 末 残 高	1,001,000	4,732,153	27,423,778	△612,165	32,544,766

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	372,533	196	14,477	△39,351	347,855	29,961	28,120,229
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,030,779
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,864,178
自己株式の取得							△171
自己株式の処分							8,388
自己株式処分差益							42,518
持分法適用会社の 組織再編による増減							1,918,218
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	599,955	△1,629	1,030	13,386	612,741	1,672	614,414
当 期 変 動 額 合 計	599,955	△1,629	1,030	13,386	612,741	1,672	5,416,767
当 期 末 残 高	972,488	△1,433	15,507	△25,965	960,597	31,633	33,536,997

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,058,960	流動負債	3,565,917
現金及び預金	9,952,185	買掛金	1,452,659
受取手形	25,175	未払金	192,733
売掛金	2,916,242	未払費用	309,770
商前渡品金	985,796	未払法人税等	1,057,228
未収入金	10,697	前受金	52,526
その他の他金	49,559	預り金	124,404
貸倒引当金	123,304	賞与引当金	365,000
	△4,000	その他の他	11,594
固定資産	18,983,374	固定負債	1,107,539
(有形固定資産)	(3,727,488)	退職給付引当金	1,073,968
建物	913,303	長期預り保証金	23,400
機械装置	24,643	未払役員退職金	10,171
車両運搬具	23,239	負債合計	4,673,457
器具備品	117,596	純資産の部	
土地	2,597,644	株主資本	27,683,905
建設仮勘定	51,060	資本金	1,001,000
(無形固定資産)	(119,566)	資本剰余金	4,732,153
商標権	62,511	資本準備金	4,184,339
ソフトウェア	41,654	その他資本剰余金	547,813
その他の他	15,400	利益剰余金	22,512,224
(投資その他の資産)	(15,136,319)	利益準備金	241,735
投資有価証券	4,587,424	その他利益剰余金	22,270,489
関係会社株式	8,648,019	圧縮記帳積立金	382,384
長期貸付金	659,808	別途積立金	17,504,000
関係会社長期貸付金	44,000	繰越利益剰余金	4,384,104
投資不動産	182,033	自己株式	△561,473
差入保証金	33,792	評価・換算差額等	684,972
繰延税金資産	489,572	その他有価証券評価差額金	686,405
その他の他	492,668	繰延ヘッジ損益	△1,433
貸倒引当金	△1,000	純資産合計	28,368,877
資産合計	33,042,334	負債・純資産合計	33,042,334

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		21,729,067
売 上 原 価		11,476,560
売 上 総 利 益		10,252,506
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,694,664
営 業 利 益		5,557,841
営 業 外 収 益		244,075
受 取 利 息	8,266	
受 取 賃 貸 料	53,092	
そ の 他	182,716	
営 業 外 費 用		34,076
支 払 手 数 料	7,392	
賃 貸 収 入 原 価	19,038	
そ の 他	7,646	
経 常 利 益		5,767,840
特 別 損 失		121,100
貸 倒 損 失	116,000	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,099	
税 引 前 当 期 純 利 益		5,646,740
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,840,000	
法 人 税 等 調 整 額	101,000	1,941,000
当 期 純 利 益		3,705,740

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		合 計
当 期 首 残 高	1,001,000	4,184,339	505,295	4,689,635	241,735	383,196	14,804,000	4,408,331	19,837,263
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△1,030,779	△1,030,779
圧縮記帳積立金の取崩						△811		811	—
別途積立金の積立							2,700,000	△2,700,000	—
当 期 純 利 益								3,705,740	3,705,740
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式処分差益			42,518	42,518					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	42,518	42,518	—	△811	2,700,000	△24,226	2,674,961
当 期 末 残 高	1,001,000	4,184,339	547,813	4,732,153	241,735	382,384	17,504,000	4,384,104	22,512,224

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△569,691	24,958,207	155,023	196	155,220	25,113,427
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△1,030,779				△1,030,779
圧縮記帳積立金の取崩						—
別途積立金の積立						—
当 期 純 利 益		3,705,740				3,705,740
自己株式の取得	△171	△171				△171
自己株式の処分	8,388	8,388				8,388
自己株式処分差益		42,518				42,518
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			531,381	△1,629	529,752	529,752
当 期 変 動 額 合 計	8,217	2,725,697	531,381	△1,629	529,752	3,255,449
当 期 末 残 高	△561,473	27,683,905	686,405	△1,433	684,972	28,368,877

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

中央自動車工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三井孝晃 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 紀平聡志 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央自動車工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

中央自動車工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三井孝晃 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紀平聡志 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会及び経営推進委員会等の重要な会議に出席（一部オンライン形式を活用）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、法務監査部（内部監査部門）と定期的に会合を設け、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンスコード）への対応等について報告を受け、監査体制の強化をはじめとする監査の品質確保に向けた具体的な取組みについて、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日
中央自動車工業株式会社 監査役会
常勤監査役 具 足 彰 治 ㊟
監 査 役 中 山 正 隆 ㊟
監 査 役 堀 内 武 文 ㊟

(注) 常勤監査役具足彰治、監査役中山正隆及び堀内武文は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主への配当政策を経営上の重要課題と位置づけており、今後の利益配分につきましても「安定かつ高配当」の継続を目指しております。

この方針に基づき、当期の業績等を勘案し、期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金32円

総額 589,396,864円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 2,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

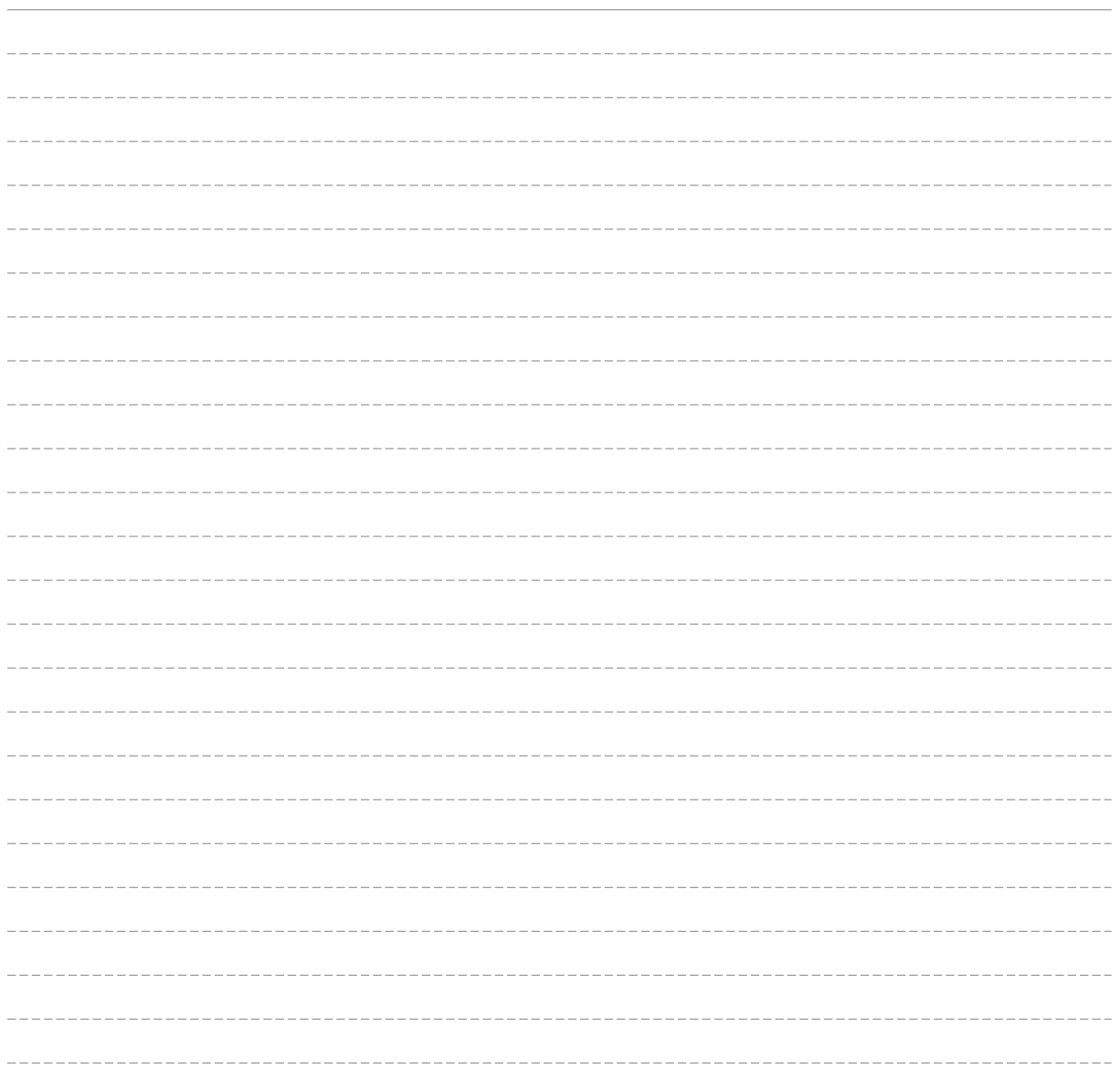
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	さか た しんいちろう 坂田 信一郎 (1963年3月24日生)	1987年4月 当社入社 2003年12月 当社執行役員 大阪支社長 2005年6月 当社取締役 西日本地区担当兼大阪支社長 2007年6月 当社常務取締役 大阪支社長 2012年4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年6月 石川トヨペット(株)（現(株)石川トヨペットカローラ）社外取締役（現任）	54,000株
2	とり の よし ふみ 鳥野 善文 (1957年11月5日生)	1980年4月 当社入社 2001年6月 当社取締役 第二営業部西日本担当部長 2012年6月 当社取締役 国内営業本部副本部長兼特販部長兼広島営業所長 2012年10月 当社取締役 国内営業本部長 2016年6月 当社常務取締役 国内営業本部長 2019年6月 当社専務取締役 国内営業本部長（現任）	28,900株
3	こん どう まさ ゆき 近藤 雅之 (1963年9月1日生)	1987年4月 当社入社 2011年6月 当社取締役 大阪支社長兼広島営業所長 2013年4月 当社取締役 大阪支社長 2017年4月 当社取締役 東京支社長 2020年6月 当社常務取締役 東京支社長（現任）	19,700株
4	かき の まさ ふみ 柿野 雅文 (1964年6月20日生)	1987年4月 当社入社 2007年6月 当社取締役 海外営業本部第一部長 2010年4月 当社取締役 海外営業本部副本部長兼第一部長 2015年6月 CAPCO PTE LTD 取締役会長（現任） 2016年4月 当社取締役 海外営業本部副本部長 2018年6月 アジア・中東アフリカ地区総支配人 当社取締役 海外営業本部長（現任） CAPCO USA, INC. 取締役社長（現任）	19,600株
5	ひろ うち まなぶ 廣内 学 (1970年3月20日生)	1995年4月 当社入社 2011年6月 当社取締役 関東支社長 2013年4月 当社取締役 東京支社長 2017年4月 当社取締役 大阪支社長（現任）	16,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
6	くぼい とし あき 久保井 聡 明 (1965年11月29日生)	1994年4月 弁護士登録 1994年4月 三宅合同法律事務所入所 1997年4月 久保井総合法律事務所入所 2012年1月 久保井総合法律事務所 代表パートナー (現任) 2015年6月 (株)但馬銀行 社外監査役 (現任) 2015年6月 田村駒(株) 社外監査役 (現任) 2017年6月 当社取締役 (現任)	-
7	すみ よし てつ や 住 吉 哲 也 (1964年8月16日生)	1987年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2009年4月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 中津川支社長 2017年10月 当社入社 総務部次長 2018年7月 当社執行役員総務部長 2019年6月 当社取締役 総務本部副本部長兼総務部長 2019年11月 (株)A B T取締役 (現任) 2020年6月 当社取締役 総務本部長兼総務部長 2021年4月 当社取締役 総務本部長兼総務部長兼経営 企画室長 (現任)	6,800株
8	ます だ ふみ ひろ 増 田 文 弘 (1965年10月25日生)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社商品開発部長 2009年7月 当社執行役員商品開発部長 2017年4月 当社執行役員福岡支社長 2019年6月 当社取締役 福岡支社長 (現任)	7,700株
9	さか い のり みつ 酒 井 規 光 (1968年11月8日生)	1991年4月 当社入社 2015年7月 当社執行役員営業開発部長 2018年6月 広州新特路信息技术諮詢有限公司董事長・ 総経理 (現任) 2019年4月 当社執行役員商品開発部長兼営業開発部長 2019年6月 当社取締役 商品開発部長兼営業開発部長 2020年4月 当社取締役 商品開発統括部長兼営業開発 統括部長 (現任)	4,700株
10	アハマド サジャド AHMED SAJJAD (1980年2月1日生)	2014年9月 大阪学院大学国際センター非常勤講師 2016年4月 同志社大学国際教育インスティテュート非 常勤講師 2019年4月 山梨学院大学法学部政治行政学科准教授 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任)	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- なお、久保井聡明氏が代表を務める久保井総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、過去3年間平均の報酬の割合は同事務所の総収入額の0.5%未満と独立性を妨げるものではありません。
4. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
久保井聡明氏は弁護士としての経験・識見が豊富あり、当社の論理にとらわれず、企業法務を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行いただいております。そのことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は社外監査役になる事以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
- AHMED SAJJAD氏は大学講師としての高い見識と幅広い経験に基づき、当社の風土・文化にとらわれないグローバルかつ客観的視点から経営の監視を遂行いただいております。そのことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンス強化に重要な役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填しております。保険料は特約部分を含め会社負担としております。各取締役候補者はすでに当該保険契約の被保険者であり、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 社外取締役の責任限定契約について
当社は久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏との間で定款の規約に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低限度額であります。
- 両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 久保井聡明氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
8. AHMED SAJJAD氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

以 上

メモ

A blank sheet of lined paper with horizontal dashed lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. The paper is otherwise empty.

株主総会会場ご案内略図

〒530-0005

大阪市北区中之島4丁目2番30号

中央自動車工業株式会社
本社5階ホール

電話

大阪 (06) 6443-5182 (代表)

最寄り駅

● JR環状線：

福島駅より南へ徒歩約15分

● JR東西線：

新福島駅2番出口より南へ
徒歩約13分

● 阪神電車：

福島駅3番出口より南へ
徒歩約13分

● 地下鉄四つ橋線：

肥後橋駅3番出口より西へ
徒歩約13分

● 京阪中之島線：

中之島駅4番エレベーター
出口より南へ徒歩約5分



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。